

指宿地域の消防団の出動区分

平成29年6月1日より、消防団出動体制を下記のとおりとする。
また、火災現場の状況次第では、更に近隣分団の招集もあることとする。

【建物火災の場合】

★第1中隊区域での建物火災・・・第1中隊全分団出動

(柳田分団及び魚見分団区域の建物火災においては、指宿分団は車庫待機とし、団長及び副団長の指示を待つ。⇒火災現場において鎮圧状態になった場合は、団長及び副団長の指示により車庫待機を解除する。)

★第2中隊区域での建物火災・・・第2中隊全分団出動

(指宿分団区域の建物火災においては、柳田分団及び魚見分団は車庫待機とし、団長及び副団長の指示を待つ。⇒火災現場において鎮圧状態になった場合は、団長及び副団長の指示により車庫待機を解除する。)

【建物火災以外の場合（原野火災，車両火災，その他火災等）の出動体制】

◆指宿方面第1中隊

- 旭分団区域での出動分団 → 旭分団・大和分団・柳田分団
- 大和分団区域での出動分団 → 大和分団・旭分団・丹波分団
- 丹波分団区域での出動分団 → 丹波分団・大和分団・魚見分団
- 柳田分団区域での出動分団 → 柳田分団・丹波分団・魚見分団
- 魚見分団区域での出動分団 → 魚見分団・丹波分団・柳田分団

◆指宿方面第2中隊

- 指宿分団区域での出動分団 → 指宿分団・岩本分団・新西方分団
- 岩本分団区域での出動分団 → 岩本分団・指宿分団・小牧分団
- 新西方分団区域での出動分団 → 新西方分団・指宿分団・池田分団
- 小牧分団区域での出動分団 → 小牧分団・岩本分団・池田分団
- 池田分団区域での出動分団 → 池田分団・新西方分団・小牧分団

●消防団招集の防災行政無線放送

◆建物火災の場合

サイレン吹鳴 ⇒ 広報 ⇒ サイレン吹鳴 ⇒ 広報

◆建物火災以外の場合（原野火災，車両火災，その他火災等）

上りチャイム3回 ⇒ 広報 ⇒ 上りチャイム3回 ⇒ 広報

◆人捜し等の場合

広報2回 (サイレンの吹鳴はありません)